

2018年版「税務手帳」追録

---

(平成30年6月1日現在)

**編集 日本税理士会連合会**

東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

**発行 株式会社 中央経済社**

## 目 次

### ●平成30年度税制改正

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ① 法人税 .....     | 1  |
| ② 所得税 .....     | 13 |
| ③ 相続税・贈与税 ..... | 21 |
| ④ 登録免許税 .....   | 24 |
| ⑤ 消費税 .....     | 25 |

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ●都道府県別健康保険料率 ..... | 28 |
|--------------------|----|

## ●平成30年度税制改正

### ① 法人税

#### 1. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除

- (1) 青色申告書を提出する法人が、平成30.4.1から平成33.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》イからハまでを満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%（次の《上乗せ要件》ニを満たす場合には、20%）相当額の法人税額の特別控除ができることとする。ただし、適用年度の調整前法人税額の20%相当額を限度とする。

#### 《要件》

イ 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額

ロ 
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

ハ 国内設備投資額  $\geq$  当期償却費総額  $\times 90\%$

#### 《上乗せ要件》

ニ 
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

#### (2) 中小企業者等の特例

中小企業者等が、平成30.4.1から平成33.3.31までの間に開始する各事業年度において次の《要件》イ及びロを満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%（次の《上乗せ要件》ハ及びニを

満たす場合には25%)相当額の法人税額の特別控除ができることとする。ただし、適用年度の調整前法人税額の20%相当額を限度とする。

《要件》

イ 雇員給与等支給額 > 比較雇員給与等支給額

ロ  $\frac{\text{継続雇員給与等支給額} - \text{継続雇員比較給与等支給額}}{\text{継続雇員比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$

《上乗せ要件》

ハ  $\frac{\text{継続雇員給与等支給額} - \text{継続雇員比較給与等支給額}}{\text{継続雇員比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$

ニ 次のいずれかの要件を満たすこと

(イ)  $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{中小企業比較教育訓練費の額}}{\text{中小企業比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$

(ロ) その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたものであること

## 2. 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

青色申告書を提出する法人で生産性向上特別措置法に規定する認定革新的データ産業活用事業者であるものが、指定期間内に、特定ソフトウェアの新設又は増設に係る革新的情報産業活用設備の取得等をして、事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。）には、供用年度において、その革新的情報産業活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却とその取得価額の合計額の5%（上乗せ要件を満たさない場合は3%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用が

できることとする。

(注) 生産性向上特別措置法の施行の日（平成30.6.6）から施行する。

### 3. 租税特別措置の適用要件

中小企業者等以外の法人が平成30.4.1から平成33.3.31までの間に開始する各事業年度において、次の《要件》イ及びロのいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合を除く。）には、一定の税額控除の規定（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除，地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除，革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）を適用しないこととする。

#### 《要件》

- イ 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額
- ロ 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 10%

### 4. 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

- (1) 同意雇用開発促進地域に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- (2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例措置及び移転型計画の認定を受けた法人に対する特例措置は、所要の見直しを行った上で、計画の認定期限を2年延長する。

## 5. 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却 又は特別税額控除

青色申告書を提出する法人が、平成30.4.1（一定の場合には改正エネルギー使用合理化法の施行の日）から平成32.3.31までの間に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。）には、供用年度において、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（中小企業者等については、その取得価額の合計額の7%相当額の法人税額の特別控除との選択適用）ができることとする。

## 6. 企業主導型保育施設用資産の割増償却

青色申告書を提出する法人が、平成30.4.1から平成32.3.31までの間に、事業所内保育施設の新設又は増設に係る企業主導型保育施設用資産の取得等をして、これを保育事業の用に供したときは、供用期間の日を含む各事業年度において、その企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき助成金の交付を受ける期間に限り、普通償却限度額の12%（建物及びその附属設備並びに構築物については、15%）相当額の割増償却ができることとする。

## 7. 情報流通円滑化設備の特別償却

青色申告書を提出する法人で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する一定の実施計画について認定を受けたものが、平成30.4.1から平成32.3.31までの間に、当該認定に係る実施計画に記載された情報流通円滑化設備の取得等をして、一定の地域内において事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。）には、供用年度においてその情報

流通円滑化設備の取得価額の15%相当額の特別償却ができることとする。

## 8. 海外投資等損失準備金

資源開発事業法人及び資源開発投資法人の特定株式等に係る準備金の積立割合を100分の20に、資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に係る準備金の積立割合を100分の50に、それぞれ引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

## 9. 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例

法人が、改正産業競争力強化法の施行の日から平成33.3.31までの間に、産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画について認定を受けた法人の行ったその認定に係る特別事業再編計画に係る特別事業再編によりその有する特別事業再編対象法人の株式等を譲渡し、その認定を受けた法人の株式の交付を受けた場合には、その特別事業再編対象法人の株式等の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(注) 改正産業競争力強化法の施行の日から施行する。

## 10. 収益認識に関する会計基準への対応

### (1) 資産の販売等に係る収益の認識時期について

資産の販売等に係る収益の額は、原則としてその資産の販売等に係る引渡し等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

ただし、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（公正処理基準）に従って引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の確定し

た決算において収益として経理した場合には、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

なお、引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の確定申告書に収益の額の益金算入に関する申告の記載をした場合には、その近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなす。

(2) 資産の販売等に係る収益の額について

資産の販売等に係る収益の額として所得の金額の計算上、益金の額に算入する金額は、原則として、引渡し等の時における価額に相当する金額とする。

その引渡し等の時における価額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とされる。

(3) 返品調整引当金制度

経過措置を講じた上、廃止する。

(4) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属年度の特例

リース譲渡に係る部分以外の部分を、経過措置を講じた上、廃止する。

## 11. 組織再編税制に関する適格要件

(1) 従業者従事要件及び事業継続要件について、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、株式交換等完全子法人及び株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人を含めて判定する。また、組織再編成の後に適格合併を行うことが見込まれている場合には、その適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人を含めて判定する。

(2) 完全支配関係の継続要件について、合併、分割、現物出資、株式交換及び株式移転の後に適格株式分配が見込まれている場合には、その適格株式分配の直前まで完全支配関

係が継続することが見込まれていることとする。

(3) 無対価の組織再編成の適格類型の見直し等

- ① 無対価の合併、分割型分割及び株式交換について、適格となり得る類型として株主構成が等しい法人間の関係を追加する。
- ② 共同事業を行うための無対価の合併、分割型分割及び株式交換並びに分社型分割が行われた場合の株式継続保有要件について、株式の交付を受けたものとみなされる一定の数を継続して保有されることが見込まれていることとする。

12. 確定給付企業年金等の掛金

損金の額に算入される確定給付企業年金等の掛金について、次の掛金を追加する。

- (1) 確定拠出年金法の中小事業主掛金納付制度により中小事業主が個人型確定拠出年金に加入している従業員のために拠出限度額の範囲内で拠出した掛金
- (2) 確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者であった者のために支出した独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換に係る掛金

13. 適用期限の延長・廃止

- (1) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除制度、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度

適用期限を2年延長した上、平成31.4.1から平成32.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等につき、特別償却率及び税額控除率を引き下げる。

- 
- 
- (2) 技術研究組合の所得の計算の特例の適用期限を3年延長する。
- (3) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を2年延長する。
- ① 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度
  - ② 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却
  - ③ 倉庫用建物等の割増償却
  - ④ 金属鉱業等鉱害防止準備金
  - ⑤ 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例
  - ⑥ 交際費等の損金不算入
  - ⑦ 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用
- (3) 新事業開拓事業者投資損失準備金制度の適用期限を1年延長する。
- (4) 次に掲げる租税特別措置を廃止する。
- ① エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
  - ② 特定地域における電気通信設備の特別償却
  - ③ 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却
  - ④ 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例

#### 14. 恒久的施設の範囲の見直し

- (1) 租税条約上の恒久的施設（以下、「PE」）の定義と異なる場合の調整規定等の整備
- ① PEの範囲について、我が国が締結した租税条約において国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、その租税

条約においてPEと定められたものを国内法上のPEとする。

- ② 支店PEについて、その範囲を国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所に改める。
  - ③ 建設PEについて、建設PEを構成する場所を、国内にある長期建設工事現場等に限定する。
  - ④ 代理人PEについて、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定を削除するとともに、同業者代理人に関する措置を廃止する等の措置を講じる。
- (2) PE認定の人為的回避防止措置の導入

① 代理人PE

(イ) 国内において外国法人に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が外国法人の資産の所有権の移転等に関する契約である場合におけるその者を追加する。

(ロ) 独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者を除外する。

② 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として保有する場所等は、PEに含まれないこととする。ただし、その活動が外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。

③ 建設PEにおける1年を超えて建設作業等を行うこととする要件について、契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより建設PEを構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであったと認められる場合には、正当な理由に基づいて契約を分割した

とを除外して、分割された期間を合計して判定を行う。

(注) 平成31.1.1以後に開始する事業年度について適用する。

#### 15. 分配時調整外国税相当額の控除制度

内国法人、居住者、恒久的施設を有する非居住者が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税の額でその収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額を控除する。

(注) 平成32.1.1以後に支払を受ける分配時調整外国税相当額について適用する。

#### 16. 外国子会社合算税制

##### (1) 経済活動基準

株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち外国金融子会社等に相当する金融持株会社について、事業基準を満たすこととする。

##### (2) 一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除の特例

一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社の特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額は、その一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額の計算上控除することとする。

##### (3) 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合

無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合は、その外国関係会社に係る各事業年度の租税の額の所得の金額に対する割合とする。この場合において、その外国関係会社が受ける配当等の額があるときは、所得の金額から減算することとし、その所得の金額がないとき又は欠損の金額

となるときは、その外国関係会社に係る租税負担割合は零とする。

(4) 部分合算課税制度における部分適用対象金額

① 関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子

部分合算課税の対象としないこととされる関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子について、その関連者等の範囲から個人を除外する。

② 一定の金利スワップに係る損益

部分合算課税の対象とされる受取利子等の範囲から一定の金利スワップに係る損益を除外する。

③ 解散した外国金融子会社等に係る部分適用対象金額

解散により外国金融子会社等に該当しないこととなった部分対象外国関係会社のその該当しないこととなった日から原則として3年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度の一定の金融所得について、部分合算課税の対象としないこととする。

(5) 二重課税調整

内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税、法人税、地方法人税及び法人住民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額をその内国法人の法人税及び地方法人税の額から控除する。

17. 電子情報処理組織（e-Tax）による申告の特例

- (1) 特定法人である内国法人の法人税及び地方法人税の申告については、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（納税申告書）に記載すべきものとされている事項（申告書記載事項）又は納税申告書に添付すべきものとされている書類（添付書類）に記載す



べきものとされ、若しくは記載されている事項（添付書類記載事項）をあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行わなければならないこととする。

(2) 電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例

特定法人である内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、上記(1)を適用しないで書面により納税申告書を提出することができる場合において、税務署長の承認を受けたときは、その税務署長が指定する期間内に行う申告について書面により提出することができる。



なお、この特例の承認を受けようとする内国法人は、この特例の適用を受けることが必要となった事情、この指定を受けようとする期間等を記載した申請書に一定の書類を添付して、その指定を受けようとする期間の開始の日の15日前まで（電気通信回線の故障、災害その他の理由が生じた日が確定申告書の提出期限の15日前の日以後で、その提出期限がその指定を受けようとする期間内の日であるときは、その期間の開始の日まで）に、税務署長に提出しなければならない。

(注) 法人の平成32.4.1以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

## ② 所得税

### 1. 給与所得控除

- (1) 控除額を一律10万円引き下げる。
- (2) 上限額が適用される給与等の収入金額を850万円に、その上限額を195万円に引き下げる。

### 2. 公的年金等控除

- (1) 控除額を一律10万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円）引き下げる。
- (2) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける。
- (3) この改正に伴い、非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除限度額の基礎となる額を、65歳未満の者については5万円に、65歳以上の者については9万5千円に、それぞれ引き下げる。

### 3. 基礎控除

控除額を10万円引き上げるとともに、その控除額を個人の合計所得金額に応じて次のとおりとする。なお、合計所得金額が2,500万円を超える個人については、基礎控除の適用はできないこととする。

- ① 合計所得金額が2,400万円以下 48万円
- ② 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下 32万円
- ③ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下 16万円

#### 4. 特定支出控除

特定支出の範囲に、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出を加えるとともに、単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃し、帰宅のために通常要する自動車等の使用に係る燃料費及び有料道路の料金を加える。

#### 5. 扶養親族等の範囲

- (1) 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下に引き上げる。
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。
- (3) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下に引き上げる。

#### 6. 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。

#### 7. 青色申告特別控除

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円に引き下げ、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。

- (1) その年分の事業に係る一定の帳簿について、電磁的記録の備付け等を行っていること。
- (2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計

算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織を使用して行うこと。

## 8. 所得金額調整控除制度

- (1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除する。
  - (2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。
  - (3) 上記(1)の所得金額調整控除は、年末調整において適用できる。
  - (4) 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記(2)の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除する。
- (注) 1～8の改正は、平成32年分以後の所得税について適用する。

## 9. みなし配当

対価の交付が省略されたと認められる非適格合併又は非適格分割型分割が行われた場合には、その非適格合併又は非適

格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の株主等が株式その他の資産の交付を受けたものとみなして、対価の交付があった場合と同様に、その省略された対価を配当等とみなして計算する。

#### 10. 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例

(1) 支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等のそれぞれ次に定める金額がある場合には、当該金額は、当該支払の取扱者が源泉徴収する配当等に係る所得税の額を限度として所得税の額から控除する。

- ① 投資信託（証券投資信託その他一定のものに限る。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配

当該投資信託又は特定受益証券発行信託を引き受けた内国法人又は外国法人が納付した所得税（外国所得税を含む。）の額のうち当該収益の分配に対応する部分の金額として一定の計算をした金額

- ② 特定目的会社の利益の配当

当該特定目的会社が納付した外国法人税の額のうち当該利益の配当に対応する部分の金額として一定の計算をした金額

- ③ 投資法人の投資口の配当等

当該投資法人が納付した外国法人税の額のうち当該配当等に対応する部分の金額として一定の計算をした金額

- ④ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当

当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額のうち当該剰余金の配当に対応する部分の金額として一定の計算をした金額

(2) 個人が上場株式等の配当等の交付を受ける場合には、そ

の交付を受ける上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額は、分配時調整外国税相当額控除の対象とし、その交付を受ける年分の所得税の額から控除する。ただし、当該個人が恒久的施設を有する非居住者である場合には、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る所得税相当額を限度とする。

- (3) 個人が上場株式等の配当等の交付を受ける場合には、その交付を受ける上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額は、上記(1)①に定める金額のうち所得税の額に対応する部分として一定の計算をした金額を加算した額とする。
- (4) 上場株式等の配当等の支払の取扱者は、当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、書面又は電磁的方法により当該交付を受ける個人又は法人に対し、分配時調整外国税相当額の計算の基礎となる控除外国所得税相当額等一定の事項を通知しなければならないこととする。

(注) 個人又は内国法人若しくは外国法人に対して平成32.1.1以後に支払われる上場株式等の配当等について適用する。

#### 11. 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置

- (1) 非課税口座を開設しようとする居住者等は、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税適用確認書等の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとする。
- (2) 非課税口座内上場株式等は、非課税期間終了の日に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座がある場合には、その金融商品取引業者等の営業所の長に対する移管依頼書の提出により他の



年分の非課税管理勘定又は特定口座以外の他の保管口座に移管されるものを除き、当該特定口座に移管されることとする。

- (3) 上記(2)について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）における未成年者口座内上場株式等の移管（課税未成年者口座を構成する特定口座への移管を含む。）についても同様とする。

（注）平成31.1.1以後に提出をする非課税口座簡易開設届出書について適用する。

## 12. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例



特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、一定の譲渡制限付株式で、その譲渡制限が解除された時に、当該譲渡制限付株式が管理されている口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるものを加える。

（注）平成30.4.1以後に譲渡制限が解除される一定の譲渡制限付株式について適用する。



## 13. 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

- (1) 適用対象となる株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。
- (2) 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。
- (3) 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社（平成30.3.31までに同法の確認を受けたも

のに限る。)により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを、当該特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式で地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成32.3.31までの間に発行されるものとする。

#### 14. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

買換え資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のものである場合の要件に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又はその取得期限までに地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすことを加え、適用期限を平成31.12.31まで2年延長する。

(注) 平成30.1.1以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同年4.1以後に買換え資産の取得をする場合について適用する。

#### 15. 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置

- (1) 一般特例の適用を受けた寄附財産で一定の方法により管理されているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件を満たすときは、非課税措置の継続適用を受けることができることとする。
- (2) 承認特例の対象となる贈与等の範囲に国立大学法人等に対する一定の贈与を加えらるとともに、承認特例において贈与等を受けた財産が一定の株式等でないこととの要件を撤廃する。

16. 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例

特例の対象範囲から重要有形民俗文化財を譲渡した場合を除外する。

(注) 平成31.1.1前に行った重要有形民俗文化財の譲渡については、なお従前の例による。

17. 給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例

給与等の支払を受ける居住者は、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、生命保険料控除証明書又は地震保険料控除証明書に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。

(注) 平成32.10.1以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

### ③ 相続税・贈与税

#### 1. 非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度

贈与者の要件の見直しを行った上、経営贈与承継期間（5年間）の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与を対象とする。

（注1） 相続税の納税猶予制度についても同様とする。

（注2） 平成30.1.1以後に贈与又は相続若しくは遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

#### 2. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設

(1) 特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた者が、特例経営承継受贈者に、当該非上場株式等の贈与（平成30.1.1から平成39.12.31までの間の最初の本特例の適用に係る贈与及び特例経営贈与承継期間（5年間）の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限る。）をした場合において、その贈与が一定の要件を満たすものであるときは、特例対象受贈非上場株式等に係る課税価格に対応する贈与税の全額について、当該特例経営承継受贈者の死亡等の日まで納税を猶予する。

（注1） 相続税の納税猶予の特例制度についても同様とする。

(2) 納税猶予制度における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しない。

(3) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をしたときは、その対価の額（譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額



が下限)を基に相続(贈与)税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額を免除する。

(注2) 平成30.1.1以後に贈与又は相続若しくは遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

### 3. 相続時精算課税

特例対象受贈非上場株式等を贈与により取得した特例経営承継受贈者が特例贈与者の推定相続人以外の者(その年1月1日において20歳以上である者に限る。)であり、かつ、その特例贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとする。

(注) 平成30.1.1以後に贈与により取得する特例対象受贈非上場株式等に係る贈与税について適用する。

### 4. 外国人の出国後の相続税等の納税義務

(1) 相続開始又は贈与の時において国外に住所を有する日本国籍を有しない者が、国内に住所を有しないこととなった時前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える被相続人又は贈与者(当該期間引き続き日本国籍を有していなかった者であって、当該相続開始又は贈与の時において国内に住所を有していないものに限る。)から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。ただし、当該贈与者が、国内に住所を有しないこととなった日から同日以後2年を経過する日までの間に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったときにおける当該国外財産に係る贈与税に

ついては、この限りでない。

- (2) 短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに死亡した場合には、当該短期非居住贈与者から贈与により取得した国外財産については、相続税の課税価格に加算しないこととする。
- (3) 短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに当該短期非居住贈与者又はその贈与の日の属する年において財産を贈与した者が死亡した場合等には、その死亡した者から贈与により取得した財産で相続税の課税価格に加算されるものについては、贈与税の申告を要しないこととする。

#### 5. 特定の一般社団法人等の理事が死亡した場合の相続税

- (1) 一般社団法人等（公益社団法人その他の一定のものを除く。）の理事である者（理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）が死亡した場合において、特定一般社団法人等に該当するときは、一定の金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課する。
- (2) (1)により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除する。

(注) 平成30.4.1以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税について適用する。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33.4.1以後の理事の死亡に係る相続税について適用する。

6. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
- (1) 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の要件について、特例の適用を受けようとする被相続人の親族が次に掲げる要件を満たすことを追加する。

イ 相続開始前3年以内に、相続税法の施行地内にあるその親族の3親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋に居住したことがないこと

ロ 相続開始時においてその親族が居住している家屋を過去に所有していたことがないこと

- (2) 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等を除外する。

(注) 平成30.4.1以後に相続又は遺贈により取得する宅地等に係る相続税について適用する。

#### 7. 特定美術品についての相続税の納税猶予制度の創設

寄託先美術館と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づき寄託した場合において、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した寄託相続人がその寄託契約に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

### ④ 登録免許税

#### 1. 登録免許税の税率の軽減措置

- (1) 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、同法の改正に伴う所要の措置を講じた上、その適用期

限を2年延長することとする。

- (2) 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定（産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から平成32.3.31日までの間にされたものに限る。）を受けた中小事業者等が事業に必要な資産を譲り受けた場合等における移転登記に対する登録免許税の税率を軽減する。

## 2. 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設

- (1) 相続により土地の所有権を取得した個人が所有権の移転登記を受ける前に死亡し、その者の相続人等が平成30.4.1から平成33.3.31までの間にその死亡した個人を登記名義人とするために受ける移転登記については登録免許税を課さない。
- (2) 個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から平成33.3.31日までの間に、相続による所有権の移転登記を受ける場合において、相続登記の促進を特に図る必要がある一定の土地で、かつ、その土地の価額が10万円以下であるときは、その移転登記に対する登録免許税を課さない。

## 5 消費税

### 1. 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例

経過措置を講じた上、対象となる資産の譲渡等をリース譲渡に限定する。

### 2. 輸入に係る消費税の脱税

脱税犯に係る罰金刑について、脱税額の10倍が1,000万円を超える場合におけるその上限を、脱税額の10倍に引き上げ

ることとする。

### 3. 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）

農林水産業（飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）を第2種事業とし、そのみなし仕入率を80%（現行：70%）とする。

（注）平成31.10.1の属する課税期間から平成35.9.30の属する課税期間までの各課税期間について適用する。

### 4. 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品販売場制度）

#### (1) 免税販売手続の電子化

免税販売手続は、市中輸出品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、購入記録情報を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録を当該事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。

（注1）平成32.4.1以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

（注2）平成32.4.1から平成33.9.30までの間については、現行の免税販売手続を引き続き適用できる。

#### (2) 免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

① 一般物品について、一定の方法により包装等を行う場合には、当該一般物品と消耗品の販売金額を合計して、免税販売の対象となる下限額を判定するものとする。

② 上記①の対象となる一般物品については、消耗品として免税販売手続を行うものとする。

（注）平成30.7.1以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

5. 券面のない有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定

- (1) 振替機関等が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地で判定することとする。
- (2) (1)以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地で判定することとする。

## 都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（平成30年3月分～）

（単位：％）

都道府県名	健康保険料率		都道府県名	健康保険料率	
	介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方		介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方
北海道	10.25	11.82	滋賀県	9.84	11.41
青森県	9.96	11.53	京都府	10.02	11.59
岩手県	9.84	11.41	大阪府	10.17	11.74
宮城県	10.05	11.62	兵庫県	10.10	11.67
秋田県	10.13	11.70	奈良県	10.03	11.60
山形県	10.04	11.61	和歌山県	10.08	11.65
福島県	9.79	11.36	鳥取県	9.96	11.53
茨城県	9.90	11.47	島根県	10.13	11.70
栃木県	9.92	11.49	岡山県	10.15	11.72
群馬県	9.91	11.48	広島県	10.00	11.57
埼玉県	9.85	11.42	山口県	10.18	11.75
千葉県	9.89	11.46	徳島県	10.28	11.85
東京都	9.90	11.47	香川県	10.23	11.80
神奈川県	9.93	11.50	愛媛県	10.10	11.67
新潟県	9.63	11.20	高知県	10.14	11.71
富山県	9.81	11.38	福岡県	10.23	11.80
石川県	10.04	11.61	佐賀県	10.61	12.18
福井県	9.98	11.55	長崎県	10.20	11.77
山梨県	9.96	11.53	熊本県	10.13	11.70
長野県	9.71	11.28	大分県	10.26	11.83
岐阜県	9.91	11.48	宮崎県	9.97	11.54
静岡県	9.77	11.34	鹿児島県	10.11	11.68
愛知県	9.90	11.47	沖縄県	9.93	11.50
三重県	9.90	11.47			

- \* 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.57％）が加わります。上記表の右欄になります。
- \* 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- \* 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。



